

南九州市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間を以下のとおりとしたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定による読替え後の同法第 41 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

南九州市選挙管理委員会
委員長 門 園 博 徳

期日前投票所名	場 所	期 間
南九州市 期日前投票所	南九州市役所額娃庁舎	令和 7 年 7 月 4 日から 令和 7 年 7 月 19 日まで
	南九州市役所知覧庁舎	
	南九州市役所川辺庁舎	

期日前投票所名	場 所		期 間
南九州市 第一移動 期日前投票所	南九州市 第一移動 期日前投票車	〔山下集落農事集会所 新牧公民館 谷場営農研修センター〕	令和 7 年 7 月 14 日
		〔松永公民館 上出集会施設 梶山営農研修館〕	令和 7 年 7 月 15 日
		〔東垂水集落センター 瀬世地区研修館 折尾みどり館〕	令和 7 年 7 月 16 日
		〔厚地広報研修館 横井場公民館 雪丸公民館〕	令和 7 年 7 月 17 日
		〔加治佐多目的集会施設 耳原公民館 穎娃漁村センター〕	令和 7 年 7 月 18 日
南九州市 第二移動 期日前投票所	南九州市 第二移動 期日前投票車	〔大谷地区営農研修館 小河路農村公園 大隣集落センター〕	令和 7 年 7 月 14 日
		〔小野公民館 宮中広報研修施設 両添公民館〕	令和 7 年 7 月 15 日
		〔古殿公民館 野間大久保広報研修施設 田部田研修館〕	令和 7 年 7 月 16 日
		〔総合地域施設下山田研修館 東研修施設 永田研修館〕	令和 7 年 7 月 17 日
		〔上別府集落センター 松久保集落センター 西塩屋公民館〕	令和 7 年 7 月 18 日